



いわき市立 南部アリーナ

NANBU ARENA

- 柔剣道をはじめ各種スポーツ活動、屋内イベントに利用できる施設。
- 市民が気軽に集い、語らい、交流できる施設。

■施設概要

構造 1階RC造、2階S造
面積 建築3,400.29㎡ 延床3,494.45㎡
アリーナ(面積1,390㎡ 観客席357席)
バスケットボール2面、バレーボール2面、
テニス2面、バドミントン8面、柔道5面、
練習場(面積271㎡)、市民交流ギャラリー、
更衣室、シャワー室、会議室等



南部アリーナ



IWAKI MINAMI-NO-

いわき市 南部スタジアム

NANBU STADIUM

- 観客席を有する本部棟を備え、高校野球の公式戦が開催できる施設。
- その他屋外スポーツ活動や屋外イベントに活用できる施設。

■施設概要

構造 RC造2階建て
面積 建築1,173.43㎡ 延床1,753.86㎡
両翼100m 中堅122m、
フィールド(面積12,974㎡)
スタンド観客席(1,524席)
芝生観客席(面積3,620㎡)
屋外ステージ(面積247㎡)
夜間照明設備(6基72灯)



南部スタジアム



テニスコート

いわき市 南部テニスコート

NANBU TENNIS COURT

- テニス、ソフトテニス両競技で利用できる施設。
- 小規模大会が開催できる施設。

■施設概要

全天候型砂入り人工芝コート(5面)
 夜間照明設備(18基40灯)



MORI SPORTS PARK



緑の広場

その他の施設

緑の広場

散策路 (延長542m、東屋2棟)

駐車場 第1駐車場(普通車198台、大型車5台)

第2駐車場(普通車 91台)

臨時駐車場等(普通車189台、大型車2台)



駐車場



散策路

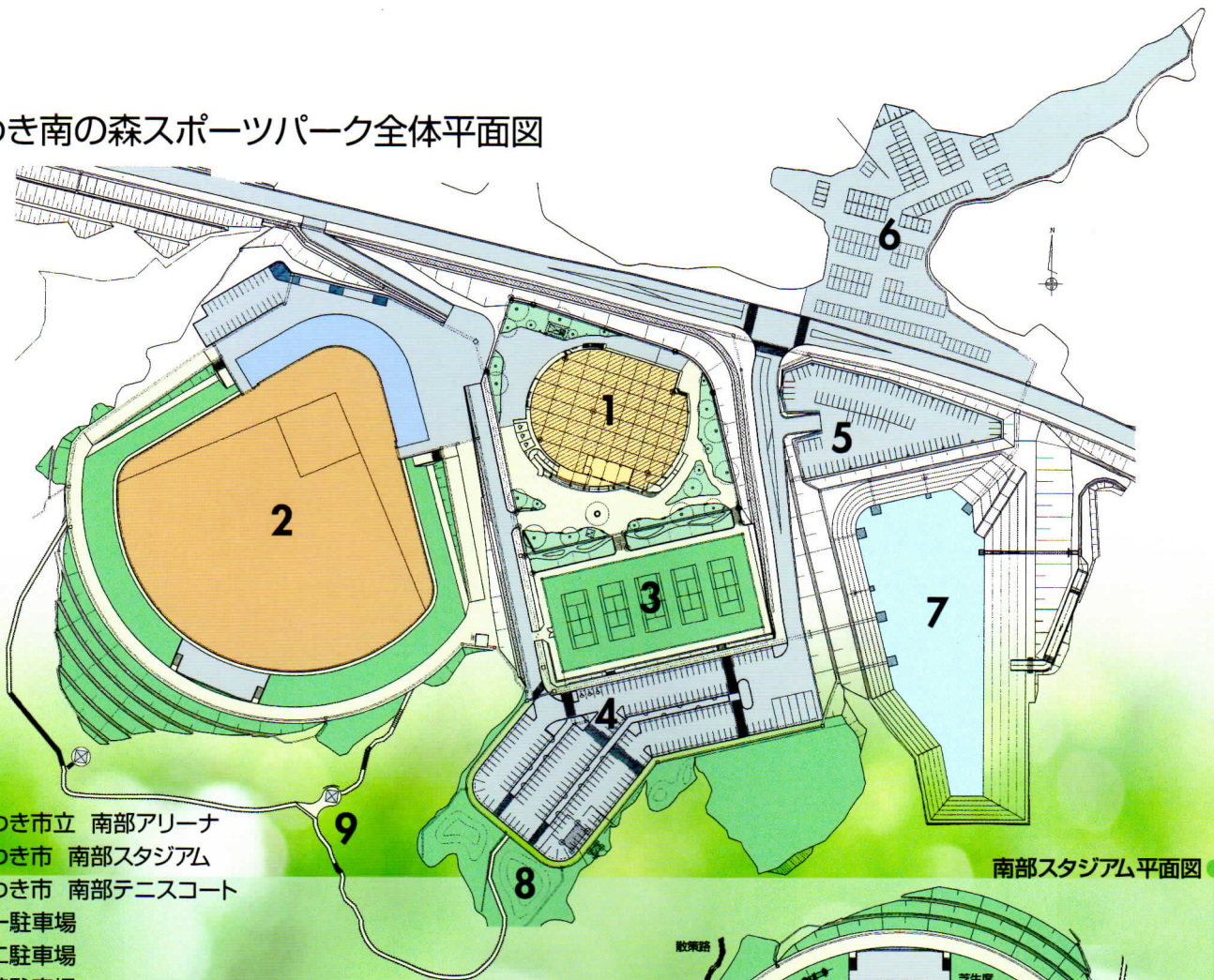


時計台



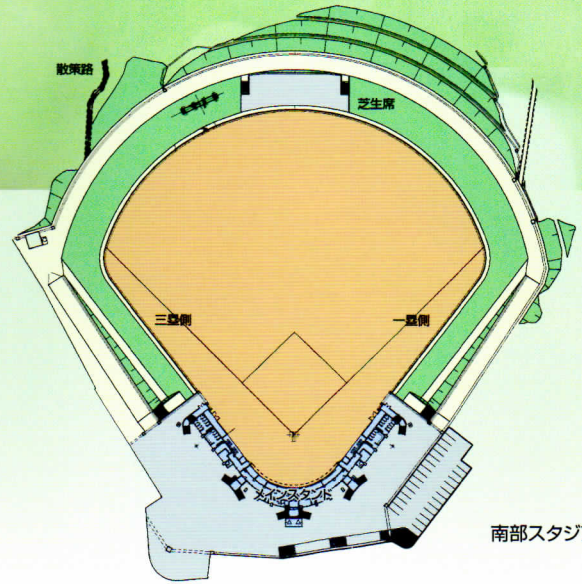
東屋

いわき南の森スポーツパーク全体平面図



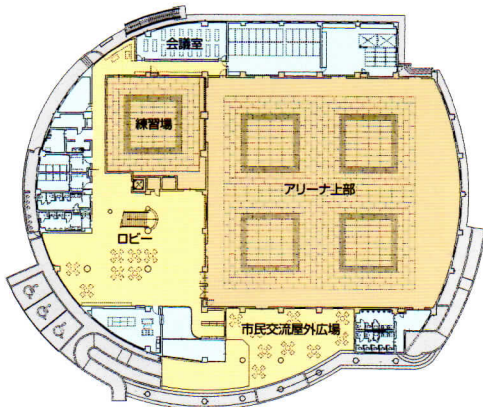
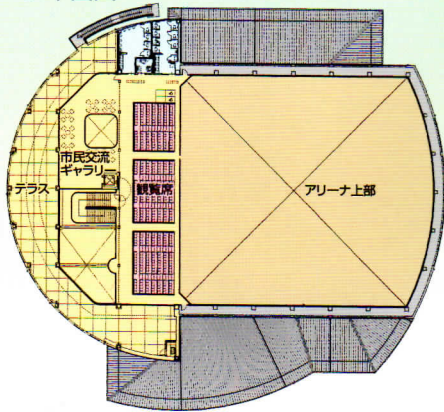
- 1 いわき市立 南部アリーナ
- 2 いわき市 南部スタジアム
- 3 いわき市 南部テニスコート
- 4 第一駐車場
- 5 第二駐車場
- 6 臨時駐車場
- 7 調節池
- 8 緑の広場
- 9 散策路

南部スタジアム平面図

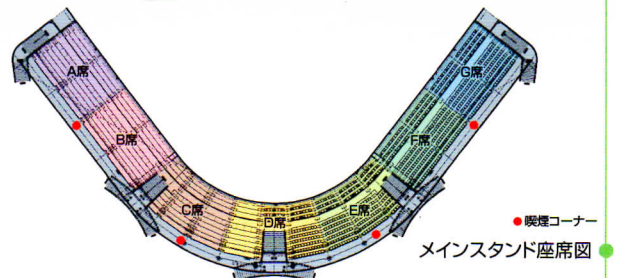


南部スタジアム

南部アリーナ平面図

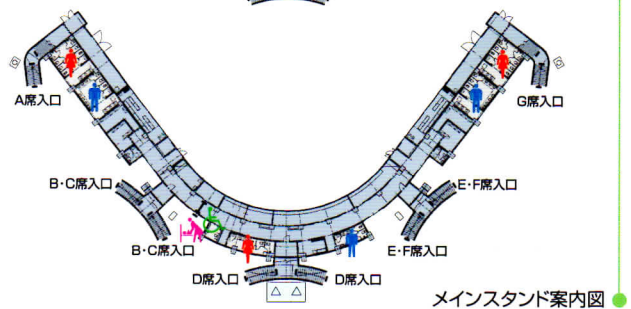


[2F]



メインスタンド座席図

[1F]



メインスタンド案内図

施設使用料金表

1 南部アリーナ使用料

(1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合

使用区分			専用使用の使用料(一部専用使用の使用料は、2分の1相当額)				
			A	B	C	D	E
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
入場料を徴収しないとき	アマチュア スポーツを 目的とする 行事である 場合	一般	平日 2,160円	1,800円	1,800円	2,160円	2,160円
		日曜日等	2,700円	2,250円	2,250円	2,700円	2,700円
	高校生以下 (高専生を含む)	平日 1,080円	900円	900円	1,080円	1,080円	
	日曜日等	1,350円	1,120円	1,120円	1,350円	1,350円	
	その他の行事で ある場合	一般	平日 10,800円	9,000円	9,000円	10,800円	10,800円
		日曜日等	13,500円	11,250円	11,250円	13,500円	13,500円
入場料を徴収するとき	アマチュア スポーツを 目的とする 行事である 場合	一般	平日 6,480円	5,400円	5,400円	6,480円	6,480円
		日曜日等	8,100円	6,750円	6,750円	8,100円	8,100円
	高校生以下 (高専生を含む)	平日 2,160円	1,800円	1,800円	2,160円	2,160円	
	日曜日等	2,700円	2,250円	2,250円	2,700円	2,700円	
	その他の行事で ある場合	一般	平日 64,800円	54,000円	54,000円	64,800円	64,800円
		日曜日等	81,000円	67,500円	67,500円	81,000円	81,000円

- 備考
- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日という。
 - 午前9時から午前3時までの使用に係る使用料の額は、1時間につき、A欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
 - 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料の額は、1時間につき、E欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
 - 正午から午後1時までの使用に係る使用料の額は、A欄の使用時間の延長については同欄の使用料の額の3分の1に相当する額、B欄の使用時間の繰上げについては同欄の使用料の額の2分の1に相当する額とする。
 - この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(2) 練習場の専用使用の場合

使用区分			使用料				
			A	B	C	D	E
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
入場料を徴収しないとき	アマチュア スポーツを 目的とする 行事である 場合	一般	平日 480円	400円	400円	480円	480円
		日曜日等	600円	500円	500円	600円	600円
	高校生以下 (高専生を含む)	平日 240円	200円	200円	240円	240円	
	日曜日等	300円	250円	250円	300円	300円	
	その他の行事で ある場合	一般	平日 2,400円	2,000円	2,000円	2,400円	2,400円
		日曜日等	3,000円	2,500円	2,500円	3,000円	3,000円
入場料を徴収するとき	アマチュア スポーツを 目的とする 行事である 場合	一般	平日 1,440円	1,200円	1,200円	1,440円	1,440円
		日曜日等	1,800円	1,500円	1,500円	1,800円	1,800円
	高校生以下 (高専生を含む)	平日 480円	400円	400円	480円	480円	
	日曜日等	600円	500円	500円	600円	600円	
	その他の行事で ある場合	一般	平日 14,400円	12,000円	12,000円	14,400円	14,400円
		日曜日等	18,000円	15,000円	15,000円	18,000円	18,000円

- 備考
- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日という。
 - 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料の額は、1時間につき、A欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
 - 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料の額は、1時間につき、E欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
 - 正午から午後1時までの使用に係る使用料の額は、A欄の使用時間の延長については同欄の使用料の額の3分の1に相当する額、B欄の使用時間の繰上げについては同欄の使用料の額の2分の1に相当する額とする。
 - この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(3) 体育館及び練習場の個人使用の場合

使用区分	使用料
一般	1回につき 100円
高校生以下(高専生を含む)	1回につき 50円

- 備考
- 「1回」とは、1 南部アリーナ使用料 (1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表に掲げる時間区分の単位をいう。
 - 未就学児は、無料とする。

2 南部アリーナ附属設備使用料

設備区分	使用料
放送設備	1時間につき 520円
温水シャワー	1回につき 100円
会議室	1時間につき 210円

- 備考
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
 - 「1回」とは、20分以内をいう。

3 南部アリーナ電気使用料

使用区分	使用料	
観覧席	1時間につき 70円	
競技場	専用使用の場合	1時間につき 1,600円
	一部専用使用の場合	1時間につき 800円
練習場	専用使用の場合 1時間につき 120円	
特殊電源装置	1時間につき 1,050円	

- 備考
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

1 南部テニスコート使用料

使用区分	使用料	
	一般	高校生以下(高専生を含む)
専用使用	1面1時間につき 300円	300円
個人使用	1時間につき 100円	50円

- 備考
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
 - 「年間個人使用」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間の個人使用をいう。ただし、当該期間の中途において使用の許可を受けたときは、その許可の日から当該期間の末日までの個人使用をいう。

2 南部テニスコート附属設備使用料

夜間照明設備	専用使用の場合	1面1時間につき 250円
	個人使用の場合	1時間につき 100円

1 南部スタジアム使用料

使用区分			使用料	
			一般	高校生以下(高専生を含む)
入場料を 徴収しないとき	1時間につき	平日	1,200円	600円
		日曜日等	1,560円	780円
入場料を 徴収するとき	1日につき	平日	最高入場料の200人分に相当する額	
		日曜日等	最高入場料の250人分に相当する額	

- 備考
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
 - 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日という。

2 南部スタジアム附属設備使用料

設備区分	使用料	
コントロール室	スコアボード	1時間につき 310円
	放送設備	1時間につき 310円
夜間照明設備	1時間につき 3,400円	

- 備考
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。



いわき 南の森スポーツパーク

いわき市勿来地区体育協会

〒974-8283 いわき市錦町細谷50番地 TEL・FAX 0246-62-9111

交通のご案内

- お車 常磐自動車道 いわきICより車で…約5分
- 電車 JR常磐線 「勿来駅」より車で…約15分 「植田駅」より車で…約15分